

# 地域包括ケアシステムの構築に向けて

～支え合いの地域社会づくり～

## 地域包括ケアシステムとは

○住み慣れた自宅や地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう支える仕組み



○社会参加・社会的役割を持つことが生きがいづくりや介護予防につながる

## 助け合い活動のマトリックス

資料 報2

内容	形態	ご近所	地縁組織	有償ボランティア	非営利団体
見守り		○	○	△	○
交流 (居場所)		○	○	○	○
ちょっとした生活支援 ゴミ出し、買い物、 除雪、草取り、 電球交換など		○	○	○	○
家事援助		△	△	○	○
食事	会食	×	○	○	○
	配食	×	×	○	○
移動支援 通院、買い物など		×	△	○	○

・図に示した○、△、×は平均的な形態について評価したもので、例えば居場所から家事援助や配食、移動支援の活動が生まれる例も少なくない

出典: さわやか福祉財団「助け合い活動創出ブック」

## 地域包括ケアシステムの背景

- 高齢者人口の増大 ⇒ 平成37年: 団塊の世代が後期高齢者
- 高齢者単独世帯の増大
- 認知症高齢者の増大

### 医療・介護ニーズの増大

- 早期の在宅復帰、社会復帰
- 在宅医療支援体制の整備
  - ・在宅医療・介護連携支援センターの整備
  - ・在宅医療ネットワークの活動支援
- 多様な主体によるサービスの提供
- 介護予防の強化
  - ～健康寿命の延伸

- 中期的な目標は平成37年(団塊の世代が後期高齢者)
- 当面の目標は介護保険制度改正への対応
  - 要支援者へのサービスの一部が市町村事業に移行＝多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供(新総合事業)は平成29年度から本格実施

## 『実家の茶の間・紫竹』の取組み(みんなが作り上げていく居場所に)



参加者自らが役割を見出しながら、建物改修や地元周辺地図、本日の献立表の作成を率先して手伝う。

当番は手挙げ方式で、できる人ができる時に。当番表は自主的に名前を書き込むだけでいい。でも、大体いつも埋まっている。

茶碗やマグカップではなく紙コップを使うのは、衛生管理につながるほか、自分の名前をマジックで書くことで、名刺の代わりに、相手の名前がすぐ分かり、会話ははずむ。

寄付品による即売バザーも行い、運営費に充てている。また、エアコンやストーブ、冷蔵庫などは地元企業からの寄付。



参加者は日平均20～40人。午前10時から午後4時まで出入り自由。

**みんなの決まりごと**

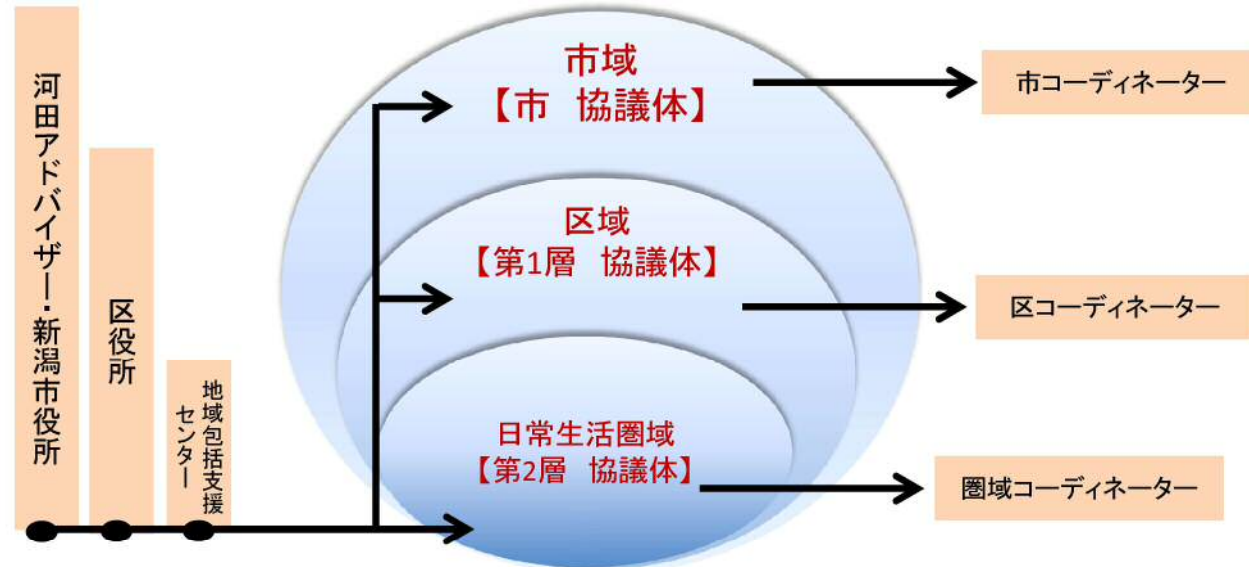
- ☑どなたが来られても「あの人は誰？」という目をしてない
- ☑プライバシーを覗き出さない
- ☑その場にはいない人の話をしない

『実家の茶の間』には、互いに思いやりながら、心地いい場所を作るためにいくつかのルールがあり、さりげなく壁に貼り紙が掲示されています。その他、「エプロン着用は台所だけ」や、「上座や下座を作らない」など、居心地の良さに妥協しないのが河田さんのモットーです。

代表 河田 珠子 さん

# 支え合いのしくみづくり会議（協議体）と 支え合いのしくみづくり推進員（生活支援コーディネーター）

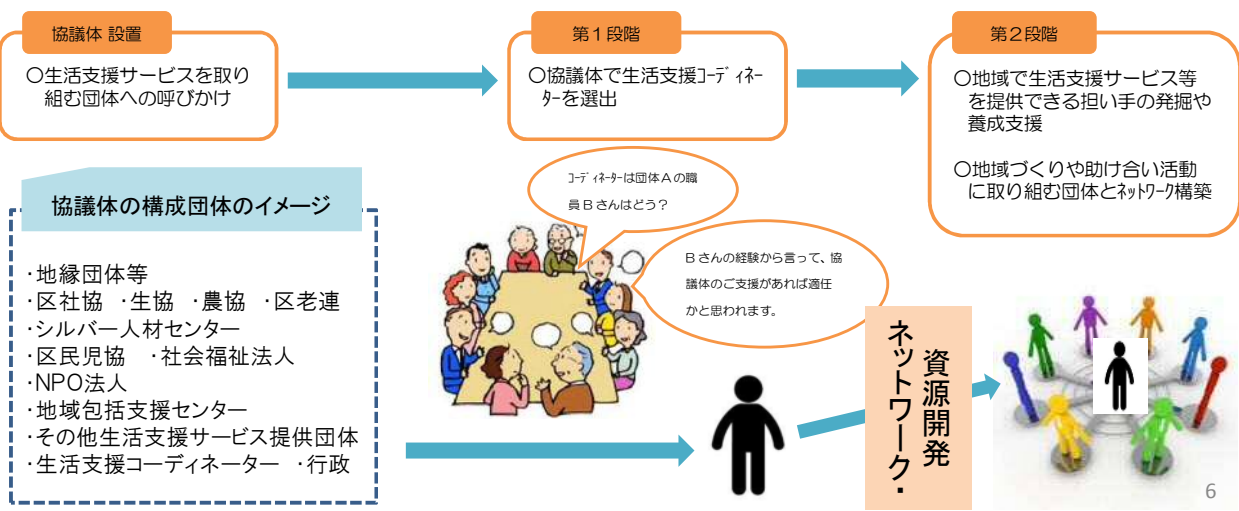
- 地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を図る。
- 地域の助け合い活動を支援するため、協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置する。



日常生活圏域とは：住民が日常生活を営む地域として、人口や地理的な条件を勘案して定めた地域。  
新潟市内に27の圏域を設定。各圏域ごとに地域包括支援センターを設置。<sup>5</sup>

## 協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置

協議体	生活支援コーディネーター
<p>活動当事者による検討組織</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の現状把握</li> <li>②地域の課題発見</li> <li>③不足するサービスの創出</li> <li>④生活支援コーディネーターの選出・支援</li> </ul>	<p>協議体で選出</p> <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資源開発                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・不足するサービスの創出</li> <li>・サービスの担い手の育成・支援</li> </ul> </li> <li>②ネットワーク構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有、連携体制の強化</li> </ul> </li> </ul>



【問い合わせ】  
新潟市役所地域包括ケア推進課  
TEL:025 - 226 - 1281